

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者へ

医療費の窓口負担が軽減されます

入院などで医療費が高額になった場合に、次の手続きをすると支払額が高額療養費の自己負担限度額となります※差額ベッド代などの保険適用外分は除きます

70歳未満の人

市へ「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を申請し、保険証と一緒に医療機関へ提出してください。

70歳以上75歳未満の人

住民税非課税世帯の人は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者(一部負担金の割合が3割の人)で課税所得が690万円未満の人は「限度額適用認定証」の交付を市へ申請し、保険証兼高齢受給者証と一緒に医療機関へ提出してください。

75歳以上の人

住民税非課税世帯の人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者(一部負担金の割合が3割の人)で課税所得が690万円未満の人は「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付を市へ申請し、保険証と一緒に医療機関へ提出してください。

なお、既に認定証の交付を受けている人で、引き続き要件に該当する場合は、令和6年7月31日まで有効な認定証を7月下旬に送付します。

申請に必要なもの

- ◆国民健康保険の保険証か後期高齢者医療の保険証
  - ◆マイナンバーの記載がある書類
  - ◆窓口に来る人の本人確認書類
- ※認定証は申請月の1日(月の途中から加入した人は加入日)から適用されます

入院時の食事代が軽減されます

住民税非課税世帯の人が入院した場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代の負担額が軽減されます。また認定証の交付前に食事代を支払った場合でも、差額分の支給申請ができます。詳しくは担当へ。

減額申請・更新に必要なもの

- ①国民健康保険の保険証か後期高齢者医療の保険証
  - ②入院日数が90日を超える(表イの区分に該当する)人は、過去1年間の入院日数が分かる書類(領収書や入院期間証明書)
  - ③マイナンバーの記載がある書類
  - ④窓口に来る人の本人確認書類
- ※国民健康保険加入者で令和5年1月2日以降に転入した場合は、5年度非課税証明書が必要です

食事代差額申請に必要なもの

- ◆前記の①～④
  - ◆入院時の領収書
  - ◆本人名義の口座番号が分かるもの
- ※国民健康保険加入者は世帯主名義

◆印鑑

入院時食事代の標準負担額(1食当たり)

対象者	負担額
ア 住民税課税世帯の人(イ、ウ以外)	460円*
イ 住民税非課税世帯の人	210円
ウ 住民税非課税世帯で所得が0円(年金所得は控除額80万円。給与所得はさらに10万円を控除)となる70歳以上の人	160円
	100円

\*指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は260円

☎保険年金課  
☎94-4728(国民健康保険)  
94-4521(後期高齢者医療制度)

在宅障がい者に関する各種手当のお知らせ

在宅の障がい者で常に特別な介護を必要とするなど、障がいの程度により手当を受給できる場合があります。対象者や申請方法など詳しくは、担当へお問い合わせください※所得状況や施設入所、入院状況などによる制限があります

種類	対象者	支給額
福祉手当	4月1日現在市内に居住し、次のいずれかを持っている人 ①身体障害者手帳1～6級②療育手帳③精神障害者保健福祉手帳1・2級	(月額)重度2万5000円、 中度1万7000円、 軽度9000円
特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者(条件あり)	(月額)2万7980円
障害児福祉手当	常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児(条件あり)	(月額)1万5220円
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の人を養育している人 ①身体に重度、中度の障がいがある②日常生活で常時介護を必要とする知的障がいがある③中度以上の精神障がいがある	(月額)重度5万3700円、 中度3万5760円
神奈川県在宅重度障害者等手当	8月1日現在県内に半年以上居住し、次の2つ以上に該当する人(条件あり)①身体障害者手帳1・2級②療育手帳A1・A2(同等の判定含む)③精神障害者保健福祉手帳1級	(月額)6万円
在宅重度障害者介護手当	4月1日現在市内に1年以上居住し、20歳以上65歳未満で、特別障害者手当の受給者、または障害児福祉手当の受給者であったが、特別障害者手当に該当しなかった人(条件あり)	(月額)3万円

☎障がい福祉課☎94-4720

マイナンバーカードの健康保険証および  
公金受取口座の登録情報確認

マイナポータルを活用することで、スマートフォンやパソコンなどで健康保険証と公金受取口座の登録情報を確認できます。また、平日の午前9時～午後4時30分の間に、市民文化会館応接室で情報確認のサポートも行っています。

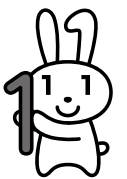


マイナポータル

制度に関する問い合わせ

マイナンバー制度総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)に電話し、音声ガイダンスに従って、確認したい情報のメニューを選択してください。

☎情報政策課☎94-4550



令和4年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

市政に対する理解と信頼を深めてもらうことを目的に、行政文書の公開を行っています。4年度は97件\*の情報公開請求がありました(表1)。

また、市政の透明性の向上、市民との協働の推進を目的に審議会などの公開、委員の公募などを実施しました(表2)。

\*決定内容が複数あるなどの理由により表1の合計件数と一致していません

個人情報保護制度

個人の権利や利益の侵害を防止し、公正で民主的に市政を推進するため、市が保有する個人情報の適正な取り扱いについて、一定のルールの下、個人情報の開示や訂正などを求めることができます。

4年度は41件の開示請求があり、処理結果は全部開示が12件、一部開示が21件、不開示が1件、不存在が9件でした。

個人情報取扱事務登録状況

市が取り扱った4年度の個人情報取扱事務の登録件数は、665件です(表3)。登録した事務の内容について個人情報事務登録簿を作成しており、市役所1階ロビーで閲覧できます。

☎文書法制課☎94-4867

表1 情報公開請求処理状況

決定内容	件数
全部公開	52件
一部公開	42件
非公開	4件
取り下げ	6件
文書不存在	19件
合計	123件

表2 審議会などの会議運用状況

原則公開会議の開催状況	
開催総数	69回
公開した会議の傍聴者の状況	
傍聴者有会議回数(A)	5回
延べ傍聴者数(B)	10人
平均傍聴者数(B/A)	2.0人
委員公募の状況	
公募を実施した審議会数	5件
委員総数(A)	47人
募集者総数	8人
応募者総数	14人
公募による委員数(B)	7人
公募委員の割合(B/A)	14.9%

表3 個人情報取扱事務登録件数

実施機関の名称	件数
市長(市長部局)	512件
教育委員会	129件
選挙管理委員会	10件
監査委員	2件
農業委員会	8件
固定資産評価審査委員会	0件
議会	4件
合計	665件